

東山上条地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		東山上条地区地区計画	
面 積		約6.9ha	
地区の区分	地区の名称	文教地区	居住地区
	地区の面積	約5.9ha	約1.0ha
基本となる規制	用 途 地 域	第 一 種 住 居 地 域	
	容 積 率 建 ぺ い 率 高 さ 制 限 壁面後退距離	200%以下 60%以下 —— ——	
	高 度 地 区	—	第 三 種
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		区画道路 幅員6.0m 延長約712m
			緑 地 約0.26ha
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 学校 2. 前号に掲げる建築物に付属する建築物（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものを含む。） 3. 寄宿舎又は下宿	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 畜舎
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	—	100m ²
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物等の色彩や形態については、周辺の住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。	
備 考	東山上条地区地区計画の決定 平成28年3月30日		